

1. 下水道使用料の基本的考え方

(1) 雨水公費、汚水私費の原則

雨水排除…自然現象によるもので効果は市民全体に及ぶため一般会計からの繰入金でまかなわれる。

汚水処理…受益者負担の原則のもと、原則として使用者の負担となる。

(2) 使用料徴収の根拠

下水道法第 20 条

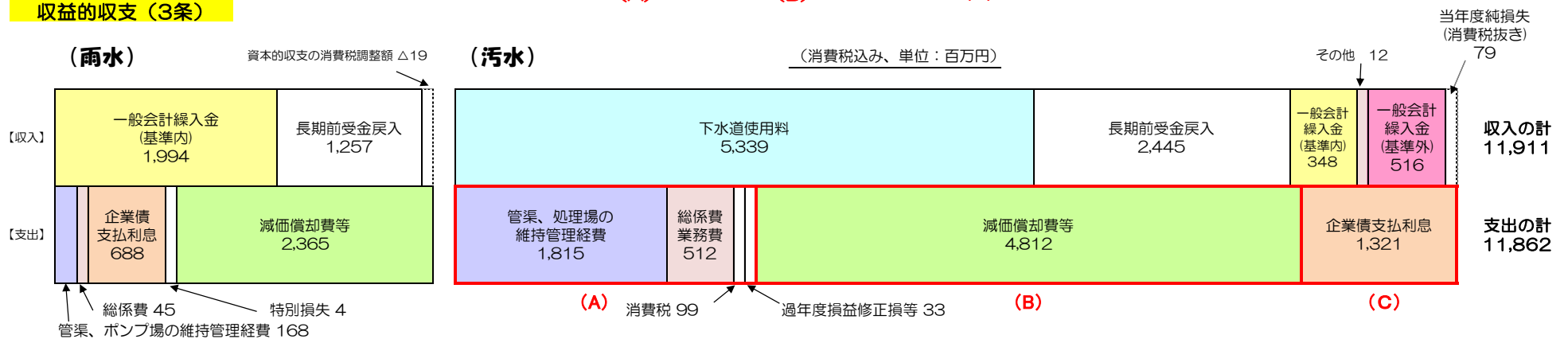
①公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用するものから使用料を徴収することができる。

②使用料は、次の原則によって定めなければならない。

- 下水の量及び水質その他使用者の態様に応じて妥当なものであること。
- 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。
- 定率又は定額をもって明確に定められていること。
- 特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。

(3) 汚水処理経費とは・・・下図（汚水）の下段 維持管理費、減価償却費等、企業債支払利息（資本費=B+C） になります。

収益的収支（3条）



※平成 25 年度の使用料改定では、汚水にかかる維持管理費の 100%、資本費の 85% を使用料でまかなうこととしました。

※平成 29 年度の使用料改定では、汚水にかかる維持管理費の 100%、資本費の 100% を使用料でまかなうことを目標とします。

※これにより、中期経営計画の目標である「収益的収支の単年度黒字化」と「基準外繰入金を 0 にすること」の達成を目指します。